

災害等の被災者に対する特別援助内容の基準についての内規

制定年月日：平成 17 年 5 月 1 日

最終改訂年月日：平成 28 年 12 月 1 日

学校法人順正学園災害等の被災者に対する特別援助措置に関する規程第 3 条に定める援助内容は、下記の基準によるものとする。免除金額については、被害の状況を詳しく調査の上、その都度判断するものとする。

なお、建物の損害状況に応じ免除額を算出する場合は、本人または学納金の支払い者である家族の生活の本拠となる居住に供されている家屋のみを対象とする。

(免除の対象)

納付金納入規程に定める授業料及びその他の納付金で、入学予定者については入学金を含む。

(免除の基準及び金額)

下記の区分により、年間の授業料及びその他の納付金について減免するものとする。ただし、個々の経済的状況、または保険金その他の補填がある場合、あるいは学園及び設置校の財務状況を勘案して下記の基準とは異なり免除額を決定する場合がある。

1. 天災の場合

(1) 長期災害（火山活動による災害など）

(ア) 災害による経済的困窮 全額免除～1/3 免除または延納分納許可

(2) 短期災害（地震・台風・集中豪雨など）

(ア) 全壊・全焼 全額免除を上限とする

(イ) 大規模半壊 2/3 免除を上限とする

(ウ) 半壊 1/2 免除を上限とする

(エ) その他の被害 被害総額の 10% を免除（1,000 円未満切捨て）ただし、1/3 免除を上限とする。

(オ) 災害による経済的困窮 困窮度により、全額免除～1/3 免除または延納分納許可

2. 人災の場合

(1) 火災等による家屋の全焼

(ア) 保護者の長期経済的困窮（保険の補填なし） 全額免除を上限とする。または延納分納許可

(イ) 保護者の短期経済的困難（保険の補填なし） 1/2 免除を上限とする。または延納分納許可

(ウ) 保護者の短期経済的困難（保険の補填あり） 1/2～1/3 免除、または延納分納許可

(2) その他の災害等

災害等の状況に応じ、全額免除～1/3 免除または延納分納許可

3. その他

1 及び 2 に該当しない場合で、被災状況により、見舞金を支出することがある。

(免除期間)

免除期間は原則として 1 年を超えない期間とし、申請後の学納金納入時から減免する。

附則 この内規は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この改正内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正内規は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。